特定最低賃金新設決定申出状況（令和８年度）

資料No.4

申出日：令和８年９月７日
申出者：UAゼンセン会長　永島智子
申出ケース：労働協約ケース

特定最低賃金名	エリア名	協約適用労働者数（人数）	適用労働者数（人数）	適用労働者数（※） （Ｂ）／（Ａ）	協定最低賃金額（円）	エリア内地域別最低賃金最高額（円）
総合スーパーマーケット	鳥取・島根エリア	2,038	3,522	57.9%	1,105	1,092
	岡山・広島・山口エリア	7,403	13,058	56.7%	1,130	1,141
	四国エリア（徳島、香川、愛媛、高知）	6,121	7,711	79.4%	1,094	1,103
	九州北部エリア（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分）	11,176	19,545	57.2%	1,115	1,114
	九州南部エリア（宮崎、鹿児島）	2,136	3,943	54.2%	1,115	1,090

※新しく決定する場合の申出の要件：基幹的労働者の２分の１以上が労働協約の適用を受けること。